

～価格下落の影響を受けたみかん農家への金融支援～
みかん価格下落対策経営安定資金の創設

平成26年産のみかんは、8月の日照不足による品質の低下に加え、本県では10月の台風後の多雨等の影響で腐敗果が増加したこともあり、近年になく価格が下落しています。

このため、県では、みかん農家の営農継続への支援を目的として、関係市町村及び金融機関とともに、価格下落の影響を受けたみかん農家の運転資金借り入れに対する金利負担軽減措置を講じることとしました。

- 1 対象者：販売単価の下落の影響を受け、農業収入が前期より10%以上減少したみかん農家
- 2 融資枠：2.5億円
- 3 対象資金：農協等民間金融機関が融資する資金
日本政策金融公庫が融資する農林漁業セーフティネット資金
- 4 限度額：600万円
- 5 金利負担軽減措置：県、市町村及び融資機関で最長3年間利子補給を行う。
【利子補給後の金利】（H27.1.14現在）
前期比10%以上減収→0.30～0.35%
前期比30%以上減収→無利子

お問い合わせ先

【資金の内容に関すること】

農林水産部団体支援課

担当：木下、上村

内線：5334 直通：096-333-2371

【みかんの価格下落に関すること】

農林水産部生産局園芸課

担当：下田、山部

内線：5400 直通：096-333-2394